

小・中一貫教育校「にしみたか学園」の 検証結果をお知らせします

☎指導室☎内線3245

市教育委員会が設置する三鷹市立小・中一貫教育校検証委員会が、3年間にわたって「にしみたか学園」(二小、井口小、二中)の取り組みを検証した結果について、最終年度である平成20年度分の概要をお知らせします。

検証は、①平成17年12月に策定した「三鷹市立小・中一貫教育校の開設に関する実施方策」の有効性や他の学園への展開の汎用性、②開園前後の教職員の意識の変容、③児童・生徒の意識・意欲の変容、④保護者等の意識の変容の4点を基本的な観点とし、教育活動の視察、ヒアリング調査、アンケート調査、国や市が実施した学力などの調査を資料として実施しました。



検証委員会から教育長(写真左)に報告書を提出しました

小・中一貫教育校の成果

◇3つの基本方針に基づいた着実な改善

①学力を保障する学園づくり

《教員の合同授業研究・研究協議会等による取り組み》

- 「授業がよく分かる」と回答する児童・生徒が増加し、授業改善が進んでいます。
- 学習意欲が向上し、学力調査などの結果から基礎的・基本的な学習内容が定着しています。

②共に生きる学園づくり

《3校相互の交流、三校研究会等の取り組み》

- 中学入学後の見通しを持てることや、入学の早い段階で友人関係を構築できることが児童・生徒に安心感をもたせました。
- 不登校児童・生徒数が減少しています。
- 教員相互の理解が深まり、協力しあう体制がつけられました。

③協働する学園づくり

《コミュニティスクールによる学校支援等の取り組み》

- サポート隊による授業サポートが児童・生徒に充実感を与え、児童・生徒は自発的に地域に貢献しようと行事や活動などに参加するようになりました。
- 学校・家庭・地域がそれぞれに必要な存在であることを実感するようになりました。

◇意識の変容

①教員の意識の変容

《教員の相互乗り入れ授業などの取り組み》

- 教員が相互に学ぶことで授業改善が進み、各発達段階で取り組むべき課題が明確になりました。

②児童・生徒の意識の変容

《3校の交流》

- 小学生にとって、中学生の姿は目標とあこがれの対象だと感じるようになってきました。また、学園への所属感が高まりました。

③保護者、住民の意識の変容

《学園の積極的な情報発信、コミュニケーションの機会の増加》

- 学園の教育活動への理解が促進され、小・中一貫教育校への期待が大きくなりました。
- 学校への「苦情」が、具体的な「意見・提案・相談・協力」に変わってきました。

◇検証方法の確立

- 数値で見えるデータと、ヒアリングなどから得られるデータによる「根拠と客観性のある検証方法」を確立できました。

今後の課題と留意すべき点

◇教育理念、教育的意義、教育成果について教員間の共有と継承

小・中一貫教育の意味や意義、教育理念についてすべての教職員で共有し、学校内外に継承していく体制と運営を確立していくことが重要です。

◇ICT(情報通信技術)環境を活用した職務の効率化

すべての教員がICT環境を使いこなすスキルを向上させ、学校のニーズに対応したICT環境の整備をすることが大切です。

◇小・中一貫教育の成果の継続を担保するための環境整備

学習や指導の記録をもとに、継続した適切な指導・支援を実現するための情報環境を整備していくことが重要です。

※検証報告書のくわしい内容は、市のホームページ(「市政情報」→「主要な取り組み」→「小・中一貫教育校構想」)、指導室(教育センター1階)でご覧になれます。

中小企業の経営者のみなさんへ ～経営支援のお知らせ～

4月10日に決定した政府の新たな緊急経済対策に基づいて、中小企業の経営を支援します。

☎経済産業省関東経済産業局
中小企業課☎048-600-0334
中小企業金融課☎048-600-0425

◆資金繰り支援

- ◇緊急保証の枠を、20兆円から30兆円に拡大
- ◇セーフティネット貸し付けの枠を、10兆円から15.4兆円に拡大(うち、商工中金の危機対応業務は0.9兆円から3.3兆円に拡大)
- ◇小規模事業者経営改善資金融資(マル経融資)の返済期間、融資限度額を緩和

◆ものづくり・販路開拓の支援

- ◇ものづくりにかかわる中小企業の基盤技術を高度にするための支援を強化

◆商店街の取り組みを支援

- ◇空き店舗を活用した託児所の設置など、社会課題に対応する取り組みを支援

◆雇用維持に取り組む中小企業の支援

- ◇雇用調整助成金支給の迅速化・簡素化
- ◇中小企業庁による人材確保・育成のための「実践型研修」
- ※雇用調整助成金や中小企業緊急雇用安定助成金の対象

◆交際費への課税を軽減

- ◇交際費などの損金不算入制度について、資本金一億円以下の法人の定額控除限度額を400万円から600万円に引き上げ、交際費課税を軽減

◆男女共同参画週間パネル展◆

男女共同参画週間(毎年6月23日～29日)と男女雇用平等推進月間(6月)にちなみ、パネル展を実施します。

- ☎三鷹市女性問題懇談会、市
- ☎6月19日(金)～25日(木)
午前9時～午後4時30分(25日は4時まで)
- ☎市役所1階市民ホール
- ☎当日会場へ
- ☎企画経営室☎内線2116



男女平等参画などのご相談 はこちらまで



男女平等に関する人権侵害についての相談

三鷹市男女平等参画条例(平成18年4月1日制定)に基づき、男女平等に関わる人権侵害についての相談窓口として、三鷹市男女平等参画相談員を設置しています。相談員は弁護士の松原拓郎さん、向畑留美子さん。

- ☎市民(在勤、在学、在活動を含む)
- ☎直接または電話で相談・情報センター(市役所2階)☎内線2132へ(要予約)

女性のためのこころの相談

夫婦・親子・職場の人間関係、病気や介護などくらしの中のさまざまな悩みをご相談ください。専門の相談員(カウンセラー)がお話をうかがい、一緒に解決の糸口を探します。相談は無料です。相談員は遠藤嗜癖問題相談室所属相談員(木曜日担当)、フェミニスト・セラピー「なかま」所属相談員(土曜日担当)。お越しになれない場合は、電話での相談も受け付けます。

- ☎毎週木・土曜日(祝日・年末年始を除く)
- ☎三鷹市女性交流室(三鷹市中央通りタウンプラザ4階)
- ☎相談・情報センター☎44-6600(月～金曜日午前8時30分～午後5時)、三鷹市女性交流室☎71-0030(土曜日午後1時～5時)へ(予約制)
- ※東京ウィメンズプラザ☎03-5467-2455、東京都労働相談情報センター国分寺事務所☎0570-00-6110でも相談を受け付けています。
- ☎企画経営室☎内線2115

ノーネクタイ ノー上着を 実施中

省エネ推進のため、市職員のノーネクタイ・ノー上着を9月30日まで実施しています。

☎職員課☎内線2237